

変わります 始まります

新年度から変わる各種手続き、新しくスタートする制度などをお知らせします。

4/1

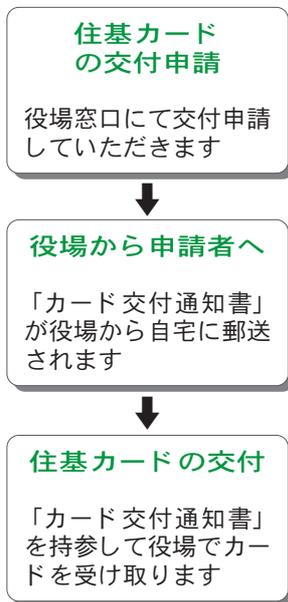
住民基本台帳カードの発行が無料になります

■住民課住民係 内線264

住民基本台帳カード(住基カード)の発行手数料が4月から無料になりました。顔写真入りの住基カードは、住民票の広域交付や転入転出届の手続き簡素化などに役立てられているほか、運転免許証と同じように公的な身分証明書として広く利用され、大変便利です。これまででは500円の手数料が必要でしたが、多くの人に利用してもらうために無料にしたものです。さらに、公的個人認証の電子証明を受ける場合は有料(500円)です。



カード作成までの流れ▽▽



5/1

証明請求の際の本人確認にご協力ください

■住民課住民係 内線264

戸籍や住民票などの証明書交付およびこれらの届出の際には、本人確認が必要になります。甘楽町では、個人情報保護のためにすでに本人確認を実施していますが、5月1日から法律が施行され、下記証明書の請求や届出の際に、請求者の本人確認が本格的に実施されます。

対象となる証明書

住民票
住民票除票
住民票記載事項証明書
戸籍附票
戸籍除附票
戸籍謄(抄)本
除籍謄(抄)本
改製原戸籍謄(抄)本
戸籍記載事項証明書
身分証明書
受理証明書
税証明全般
ほか

本人確認の方法

写真が貼付された官公署発行の身分証明書により本人確認を行います。

① 運転免許証・パスポート・写真入り住基カード等

② 右記①を持っていない人は、健康保険証・年金手帳・年金証書などを提示していただき、口頭でいくつか質問させていただきます。

昼間 お勤めの皆さん
仕事帰りに手続きできます



水曜日は
午後7時15分まで

役場では、毎週水曜日は午後7時15分まで窓口の延長を行っています。お仕事帰りなどにご利用ください。

甘楽町長選挙は 7月13日(日)



選挙管理委員会が期日決定
3月3日に開催された甘楽町選挙管理委員会(大類幸三委員長)は、任期満了に伴う甘楽町長選挙の日程を7月8日(火)告示、13日(日)投票にすることを決定しました。今後の日程は次のとおりです。詳細は、広報おしらせ板などで随時お知らせします。

【今後の日程】

- ◎立候補予定者等説明会 6月上旬頃
- ◎告示日(立候補届出日) 7月8日(火)
- ◎投票日・開票日 7月13日(日)
- ◎任期満了日 7月22日(火)

4/1

小・中学生の医療費が 4月から無料になります 手続きをご案内します

■健康課国保係 内線253・254



町では、子育て支援策の一環として、平成20年4月1日受診分から福祉医療制度の対象者を拡大し、小学生および中学生が医療機関等で受診された際に支払った医療費を、通院・入院とも助成を行います。

小学校入学前までは、福祉医療券(ピンの医療券)により医療機関のその場で無料になりますが、小学生および中学生では、一度医療機関で医療費の自己負担を支払った後に、下記により町に申請していただく方法で医療費の助成を行います。

対象者は	小学校1年生から中学校3年生
対象となる医療費は	保険適用の医療費の自己負担分
申請の方法は	医療機関で支払いを済ませてから、町健康課国保係に申請してください。指定された振込口座に支払います。
申請の時期は	いつでも構いませんが、できるだけ受診3か月分くらいをまとめて申請してください。(例)4・5・6月の受診⇒7月に申請
申請に必要なものは	①医療機関の領収書 (保険対象分がわかるもの) お子さんの名前や保険点数がない場合には記入してもらってください。 ②健康保険証 ③振込先の口座の分かるもの(郵便局はお取り扱いができません) ④印鑑(認印でもかまいません)
助成の対象にならない場合	・加入している健康保険から高額療養費や付加給付の支給を受けたとき ・学校でのケガなど、日本スポーツ振興センターからの給付を受けられるとき ・交通事故など第三者からの補償を受けられるとき